自動車リサイクル法登録申請手続き案内〔２〕

～フロン類回収業者関係～

平成26年9月

さいたま市産業廃棄物指導課

目　　次

１　趣旨等	p. １
２　登録申請方法等	p. １
３　登録の新規（更新）申請	p. ２
４　登録事項の変更届出	p. ３
５　登録の更新	p. ４
６　廃業等の届出	p. ４
７　フロン類回収業者の義務等	p. ５～ ６
フロン類回収業者登録申請書等の記入方法と記入例	p. ７～１９

1　趣旨等

（１）趣旨

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）の規定により、使用済自動車に搭載されたカーエアコンディショナーからフロン類の回収を行おうとする者は、回収を行う事業所が所在する都道府県知事等（さいたま市内の事業所で引き取る場合には、さいたま市長）の登録を受けることが必要です。

（２）使用済自動車のリサイクルの流れ

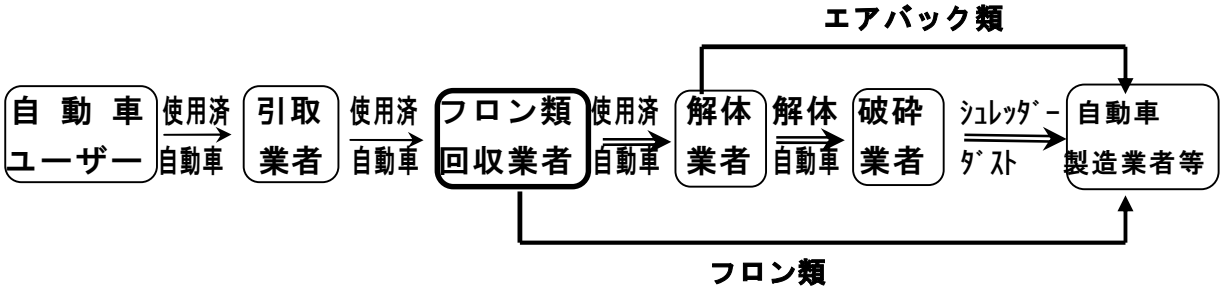

2　登録申請方法等

（１）申請方法

①　受付時間

登録の新規（更新）申請は、**予約制**です。必ず事前に電話等で予約を行なってください。

②　申請先及び問い合わせ先

さいたま市産業廃棄物指導課（案内図　参照）

電話番号　048－829－1608（審査係　直通）

※登録申請書類については、郵送による受付を行っておりませんので、必ず**持参して**いただきますようお願いします。

※**さいたま市内の事業所のみ**の受付となりますので、ご注意ください。

（２）登録の有効期間

登録の有効期間は、**５年**です。

3 登録の新規（更新）申請

○ 申請書及び添付書類 ： **正本１部、副本１部の計２部**

	書　類　の　内　容
申請書	**フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書**（様式第三）
添付書類１	**申請者を確認する書類**（該当するものを添付）
	ア　申請者が法人の場合→登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）
	イ　申請者が個人の場合→住民票（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの）
添付書類２	**フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類**（該当するものを添付）
	ア　自ら所有している場合→購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し
	イ　自らが所有しない場合→借用契約書、共有使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し
添付書類３	**フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類**→取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類４	**誓約書**（申請者等が法に定める欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面）
添付書類５	**フロン類の回収等について十分な知見を有する者を説明する書類**（該当するものを添付）
	ア　申請者又は法人の社員等が資格を有する場合 →添付書類５－１に必要事項を記載し、フロン類回収に係る者の資格に関する書類（自動車電気装置整備士、フロン類回収協議会等が実施する技術講習修了者、業界団体等が行なう講習の受講修了証等のいずれかの写し）を添付
	イ　申請者又は法人の社員等の実務経験がある場合 →添付書類５－２に必要事項を記載し、押印
添付書類６	**案内図**（登録しようとする事業所の案内図）
添付書類７	**フロン類回収業者登録等通知書**（又は登録予定番号通知書）の写し（更新の場合のみ添付）
添付書類８	**変更事項届出書**（更新時に変更がある場合のみ添付）

※　添付書類1は、**書類提出時点で発行後３ヶ月以内の原本**を添付してください。

※　添付書類1は、原本を提示することにより、その写しをもって原本に代えることができます。

※　添付書類2、5及び6は、事業所が複数ある場合、全ての事業所について添付してください。（事業所が3箇所ある場合には、それぞれ3枚になります。）

※　登録申請手数料は、**新規申請５，５００円**、**更新申請４，０００円**です。
（登録申請手数料は、現金で持参してください。）
なお、申請書を受理した後、申請者の都合により申請を取り下げる場合や市長が登録を拒否した場合、申請手数料は返却できません。

※　申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票等を添付してください。

4　登録事項の変更届出

○　登録事項に表の変更内容のような変更が生じた場合は、**変更後３０日以内**に変更届出書を提出してください。

○　必要書類　：　**正本１部、副本１部の計２部**

			変更内容									
			法人の名称又は住所の変更	個人の名前又は住所の変更	役員（代表者、執行役員、取締役）の変更	事業所の追加	事業所の名称又は住所の変更	事業所の閉鎖（複数ある場合）	回収しようとするフロンの種類の変更	フロン類回収設備の変更	フロン類回収設備の所有権の変更	フロン類回収に係る資格者又は実務経験者の変更
必要書類	届出書	様式第四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	添付書類1	（法人の場合） 登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）	○		○							
		（個人の場合） 住民票（外国人にあっては国籍等の記載のあるもの）		○								
	添付書類2	（回収設備を所有している場合） 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し				○（※）			○（※）	○（※）	○（※）	
		（回収設備を所有していない場合） 借用契約書、共同使用規定書、管理要領等のうち、いずれかの写し				○（※）			○（※）	○（※）	○（※）	
	添付書類3	取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し				○			○	○		
	添付書類4	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	添付書類5	（5－1） 自動車電気装置整備士、フロン回収協議会等が実施する技術講習修了証等のいずれかの写し				○（※）						○（※）
		（5－2） フロン類の回収業務実務経験証明書				○（※）						○（※）
	添付書類6	案内図（事業所）				○	○（※）					
	添付書類7	フロン類回収業者登録等通知書の写し（又は、登録予定番号通知書の写し）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	備　考					（※）添付書類2は該当するものを添付し、添付書類5－1、5－2はどちらか一方を添付してください。	（※）名称変更のみの場合は、添付書類6は不要です。		（※）添付書類2は、変更後のものを添付してください。	（※）添付書類2は、変更後のものを添付してください。	（※）添付書類2は、変更後のものを添付してください。	（※）添付書類5－1、5－2はどちらか一方を添付してください。

※　添付書類1は、**書類提出時点で発行後３ヶ月以内の原本**を添付してください。

※　添付書類1は、原本を提示することにより、その写しをもって原本に代えることができます。

※　添付書類2、5及び6は、変更（追加）する全ての事業所のものを添付してください。

※　変更届出書の提出に、**手数料は必要ありません。**

※　変更届出書は郵送でも受け付けます。副本返却用の封筒を必ず同封してください。

5　登録の更新

○　フロン類回収業者が、登録有効期間満了日以降も引き続きフロン類回収業を行おうとする場合には、**登録有効期間満了日前に、**登録の更新申請をすることが必要です。

※　登録有効期間満了日以後の申請となった場合には、新規申請となります。（この場合、登録有効期間満了日から再度登録となる日までの間は、フロン類回収業を行うことができませんので、ご注意ください。）

※　更新の申請書の様式や必要な添付書類については、「3　登録の新規（更新）申請」（2ページ）を参照してください。

6　廃業等の届出

○　登録業者は下表の左欄の事項に該当した場合は、その日から**３０日以内**に廃業等届出書を提出してください。

○　廃業等届出書（規則様式第4号）及び添付書類（下表のうち、該当するもの）を、**正本１部、副本１部の計２部**提出してください。

該当事項	届出者	添付書類
個人の事業主が死亡した場合	相続人	死亡したことが分かる書類及び相続人であることが分かる書類
法人が合併により消滅した場合	代表する役員であった者	登記簿の謄本
法人が破産により解散した場合	破産管財人	破産管財人の印鑑登録証明書及び破産管財人であることが分かる書類
法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	精算人	精算人の印鑑登録証明書及び精算人であることが分かる書類
引取業を廃止した場合	法人→代表する役員 個人→本人	

※　廃業等届出書の提出に手数料は必要ありません。

※　登記簿の謄本、印鑑登録証明書等は、**書類提出時点で発行後３ヶ月以内のもの**を添付してください。なお、原本を提示することにより、その写しをもって原本に代えることができます。副本は、写しでも結構です。

※　個人の事業主が死亡し、その相続人が引取業を行う場合には、相続人が新たに登録をする必要があります。

7 フロン類回収業者の義務等

（１）引取義務

引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなければなりません。

○ 正当な理由

ア）天災その他やむを得ない事由による場合
（例　事業所が天災等により被害を受け、引き取りが物理的に困難な場合）

イ）使用済自動車に異物が混入している場合
（例　ゴミが詰められている場合）

ウ）使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適切な保管に支障が生じる場合
（例　大量の一括持ち込みの要請がある場合）

エ）使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合
（例　使用済自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行と著しく異なるものである場合）

オ）使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
（例　盗難車と分かっていて、引取りを要請される場合）

（２）フロン類回収の義務

使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準（6ページ※1参照）に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければなりません。

（３）引渡義務

フロン類回収業者は、自ら再生利用する場合を除き、フロン類運搬基準（6ページ※2参照）に従い運搬し、自動車製造業者等に回収したフロン類を引き渡さなければなりません。

（４）使用済自動車の引渡義務

フロン類回収業者は、フロン類を回収した後の使用済自動車を速やかに、解体業者に引き渡さなければなりません。

（５）報告義務

電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡し及びフロン類の引渡しから3日以内に(財)自動車リサイクル促進センターに引取・引渡実施報告を行わなければなりません。

また、事業者ごとに、毎月4月1日から翌年3月31日までの期間について、

① 引き渡したフロン類の種類ごとの量

② 再利用したフロン類の種類ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号

③ 3月31日において保管していたフロン類の種類ごとの量

を集計し、4月30日までに(財)自動車リサイクル促進センターに報告しなければなりません。

（６）標識の掲示義務

フロン類回収業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、登録番号及び回収できるフロン類の種類を記載した標識を掲げなければなりません。

（標識サイズ：縦、横２０ｃｍ以上の大きさのものとする。）

（７）廃棄物処理法との関係について

使用済自動車を自ら運搬する場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可は不要です。ただし、運搬にあたっては、廃棄物処理法の廃棄物処理基準に従う必要があります。

なお、他の事業者が扱った使用済自動車の運搬を受託する場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可が必要になります。

（８）フロン類回収料金の請求について

フロン類の回収及び運搬に要する費用について、自動車製造業者等が定めるフロン類回収料金の請求ができます。

※1 フロン類回収基準

①特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間経過した後、下の表の上欄に掲げるフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力以下になるように吸引すること。

フロン類の充てん量	2キログラム未満	2キログラム以上
圧力	0．1メガパスカル	0．09メガパスカル

②フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類回収に立ち会うこと。

※2 フロン類運搬基準

①回収したフロン類の移充てん（回収したフロン類を充てんする容器から他の容器に詰め替えることをいう。）をみだりに行なわないこと。

②フロン類を充てんした容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

フロン類回収業者登録申請書等の記載方法と記載例等

★登録申請書「様式第三（第五十条関係）」の記載方法

① 申請の種類が「登録」の場合は、タイトルの「登録の更新」及び本文の「（登録の更新）」を二重線で消してください。また、申請の種類が「登録の更新」の場合は、タイトルの「登録」及び本文の「登録」を二重線で消してください。

② 「※登録番号」及び「※登録年月日」の欄には、**新規の登録申請の場合は記入しない**でください。（登録完了後、さいたま市が記入します。）

③ 申請書を提出する年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の役職と氏名を記入し、申請者の印（**法人の場合は代表者の印**）を押印してください。

④ 「役員の氏名」の欄には、申請者が法人である場合にのみ、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を記入してください。

⑤ 「法定代理人の氏名及び住所」の欄には、申請者が個人でかつ未成年者である場合にのみ記入してください。

⑥ 「事業所の名称及び所在地」の欄には、個人の場合は事業所名（ない場合は氏名）及び住所と電話番号を記入してください（自宅と同じ場合も記入してください）。

法人の場合は事業所の名称と所在地を記入してください（申請者の名称及び住所と同じ場合も記入してください）。

事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記入してください。

⑦ 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものの欄に○（まる）を記入してください。

⑧ 「フロン類」回収設備の種類、能力及び台数」の欄には、該当するものの欄に、さいたま市内の事業所で所有する全てのフロン類回収設備の数を記入してください。

記載例リスト

申請書（様式第三）《新規申請で申請者が法人の場合の記載例》 ・・・・ p. 9

申請書（様式第三）《新規申請で申請者が個人の場合の記載例》 ・・・・ p.11

申請書（様式第三）《更新申請で申請者が法人の場合の記載例》 ・・・・ p.13

添付書類４《申請者が法人の場合の記載例》 ・・・・ p.15

添付書類４《申請者が個人の場合の記載例》 ・・・・ p.16

添付書類５－１《記載例》 ・・・・ p.17

添付書類５－２《記載例》 ・・・・ p.18

添付書類８《記載例》 ・・・・ p.19

★登録のための要件

自動車リサイクル法のフロン類回収業者の登録を受けるにあたっては、申請者が次に示す欠格要件に該当していないこと、及び申請に係る事業所ごとに使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を有していることが必要です。

また、申請書や添付書類に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けていたりする場合についても登録を受けられません。

欠　格　要　件

1	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2	自動車リサイクル法、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3	登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
4	登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であった者であり、かつ、その処分日から2年を経過しないもの
5	事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6	未成年者でその法定代理人が上記各号のいずれかに該当するもの
7	法人でその役員（※）のうちに上記1～5のいずれかに該当する者があるもの

※　役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

様式第三（第五十条関係）　　捨 印　　**《新規申請で申請者が法人の場合の記載例》**

フロン類回収業者　登　　録 / ~~登録の更新~~　申請書

「登録の更新」を消す

新規登録は記入しない

※登録番号	
※登録年月日	

申請する日付を記入 → 平成*２４*年　*４*月　*２*日

さいたま市長　様

（郵便番号）*１２３－４５６７*
住　　所 ***★★県霞ヶ関市日本8-9-10***
氏　　名 ***使用済自動車引取株式会社*** 印
代表取締役　回収　五郎
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 *１２３－４５６－７８９０*

「登録の更新」を消す

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録~~（登録の更新）~~を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。 法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名
かいしゅう ごろう ***回収　五郎***	***代表取締役***
かいしゅう いちろう ***回収　一郎***	***取締役***
かいしゅう さぶろう ***回収　三郎***	***監査役***

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	**該当がない場合は、「*該当なし*」と記入**
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	**該当がない場合は、「*該当なし*」と記入**
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名

事業所の名称及び所在地

名　称	***使用済自動車引取株式会社　さいたま事業所***
所在地	（郵便番号）***０９８－７６５４*** ***埼玉県さいたま市浦和区浦和３－２－１*** 電話番号***０４８－○○○－○○○○***

回収しようとするフロン類の種類

ＣＦＣ	○
ＨＦＣ	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	***1*** 台	台

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三（第五十条関係）　　捨 印　　**《新規申請で申請者が個人の場合の記載例》**

フロン類回収業者　登　　録 / ~~登録の更新~~　申請書

「登録の更新」を消す

※登録番号	*2101200000〇*
※登録年月日	*平成19年9月26日*

申請する日付を記入 → 平成*２４*年　*４*月　*２*日

さいたま市長　様

（郵便番号）*１２３－４５６７*
住　　所 *★★県霞ヶ関市日本8-9-11*
氏　　名 *回収　五郎*　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 *１２３－４５６－７８９１*

「登録の更新」を消す

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録~~（登録の更新）~~を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。 法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名
かいしゅう ごろう *回収　五郎*	

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	**該当がない場合は、「*該当なし*」と記入**
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	**該当がない場合は、「*該当なし*」と記入**
（ふりがな） 代表者 の氏名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名

事業所の名称及び所在地

名　称	***あおぞら商会　さいたま事業所***
所在地	（郵便番号）***０９８－７６５４*** ***埼玉県さいたま市浦和区浦和３－２－１１*** 電話番号***０４８－○○○－○○○○***

回収しようとするフロン類の種類

ＣＦＣ	○
ＨＦＣ	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	***1*** 台	台

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三（第五十条関係）　　捨 印　　**《更新申請で申請者が法人の場合の記載例》**

フロン類回収業者 ~~登　　録~~ 登録の更新 申請書

「登録」を消す

※登録番号	*2101200000〇*
※登録年月日	*平成19年9月26日*

申請する日付を記入 → 平成*２４*年　*４*月　*２*日

さいたま市長　様

（郵便番号）*１２３－４５６７*
住　　所 *★★県霞ヶ関市日本8-9-10*
氏　　名 *使用済自動車引取株式会社* 印
代表取締役　回収　五郎
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 *１２３－４５６－７８９０*

「登録」を消す

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の~~登録~~（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。 法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名
かいしゅう ごろう *回収　五郎*	*代表取締役*
かいしゅう いちろう *回収　一郎*	*取締役*
かいしゅう さぶろう *回収　三郎*	*監査役*

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	**該当がない場合は、「*該当なし*」と記入**
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	**該当がない場合は、「*該当なし*」と記入**
（ふりがな） 代表者 の氏名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　名	役職名

事業所の名称及び所在地

名　称	***使用済自動車引取株式会社　さいたま事業所***
所在地	（郵便番号）***０９８－７６５４*** ***埼玉県さいたま市浦和区浦和３－２－１*** 電話番号***０４８－○○○－○○○○***

回収しようとするフロン類の種類

ＣＦＣ	○
ＨＦＣ	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	***1*** 台	台

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（添付書類４）　《申請者が個人の場合の記載例》

誓　約　書

申請する日付を記入 ⟶ 平成 *２４*年　*４*月　*２*日

（宛先）さいたま市長

「法定代理人」を消す。

申請者、~~法定代理人~~及び役員※については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号。以下「法」という。）第５６条第１項に規定する以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

根拠条文		欠格事項
法第５６条第１項	第１号	○成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
	第２号	○この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
	第３号	○第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
	第４号	○フロン類回収業者で法人であるものが、第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員※であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの
	第５号	○第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第６号	○フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員※を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
	第７号	○法人でその役員※のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

誓約者

住　所　***★★県霞ヶ関市日本8-9-10***

氏　名　***使用済自動車引取株式会社***

代表取締役　回収　五郎 印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※　役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

（添付書類４）　《申請者が個人の場合の記載例》

誓　約　書

申請する日付を記入 ⟶ 平成 *２４*年　*４*月　*２*日

（宛先）さいたま市長

「役員」を消す。
法定代理人がいなければ、「法定代理人」を消す。

申請者、~~法定代理人及び役員~~※については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号。以下「法」という。）第５６条第１項に規定する以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

根拠条文		欠格事項
法第５６条第１項	第１号	○成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
	第２号	○この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
	第３号	○第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
	第４号	○フロン類回収業者で法人であるものが、第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員※であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの
	第５号	○第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第６号	○フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員※を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
	第７号	○法人でその役員※のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの

誓約者

住　所　　*埼玉県さいたま市桜区道場 7－8*

氏　名　　*回収　五郎*　　印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※　役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

（添付書類５－１）《記載例》

フロン類の回収に関して十分な知見を有する者が確認できる書類

1 氏　　名	***回収　次郎***
2 事業所名称	***あおぞら商会　さいたま事業所***
3 資格の名称	***自動車電機装置整備士***

4 資格証等、講習の受講修了証等の写し
（写しを添付してください。）

（資格証等、講習の受講修了証等の例）

ア．自動車電機装置整備士

イ．フロン回収協議会等が実地する技術講習修了者

ウ．業界団体等が行う講習

（添付書類５－２）

フロン類の回収業務実務経験証明書

氏　名　*車　屋　三　郎*

上記の者は次の表に掲げるとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

実　務　の　内　容	期　　間
（実務の例） ア．自動車整備業務 イ．カーエアコン整備業務 ウ．フロン類回収業務	平成　*１２*　年　*４*月　*１*日から 平成　*２４*　年　*４*月　*２*日まで （*１２*年　*０*月間）
	平成　　年　　日から 平成　　年　　日まで （　　年　　月間）
証明者と被証明者との関係	*社　員*

平成*２４*年　*４*月　*２*日

証明者

住　所　*★★県霞ヶ関市日本8-9-10*

氏　名　*使用済自動車引取株式会社*

代表取締役　回収　五郎　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　*１２３－４５６－７８９０*

備考１この証明書は、被証明者１人につき１枚作成すること。

２実務の内容欄には、従事した主な回収業務を具体的に記入すること。

（添付書類８）《記載例》

引取業・フロン類回収業

変更事項届出書（登録更新申請の場合のみ添付）

申請する日付を記入→ 平成 *２４*年　*4*月　*2*日

さいたま市長　様

申請者
住　所　*★★県霞ヶ関市日本 8-9-10*

氏　名　*使用済自動車引取株式会社*　印

（代表者名）　*回収　五郎*
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

事業範囲に軽微な変更があった場合は、変更の届出をしなければなりませんが、下記事項について、届出書の提出漏れがありましたので、登録更新申請にあたり本紙をもって届出いたします。

なお、今後は下記の各項目に変更があった場合は、遅滞なく届出いたします。

記

該当に○	変更事項
	氏名又は名称及び住所
	法人の代表者
	事業所の名称及び所在地
○	役員等、政令使用人、法定代理人
	事業の用に供する施設の概要
	その他 （　　）

案　内　図

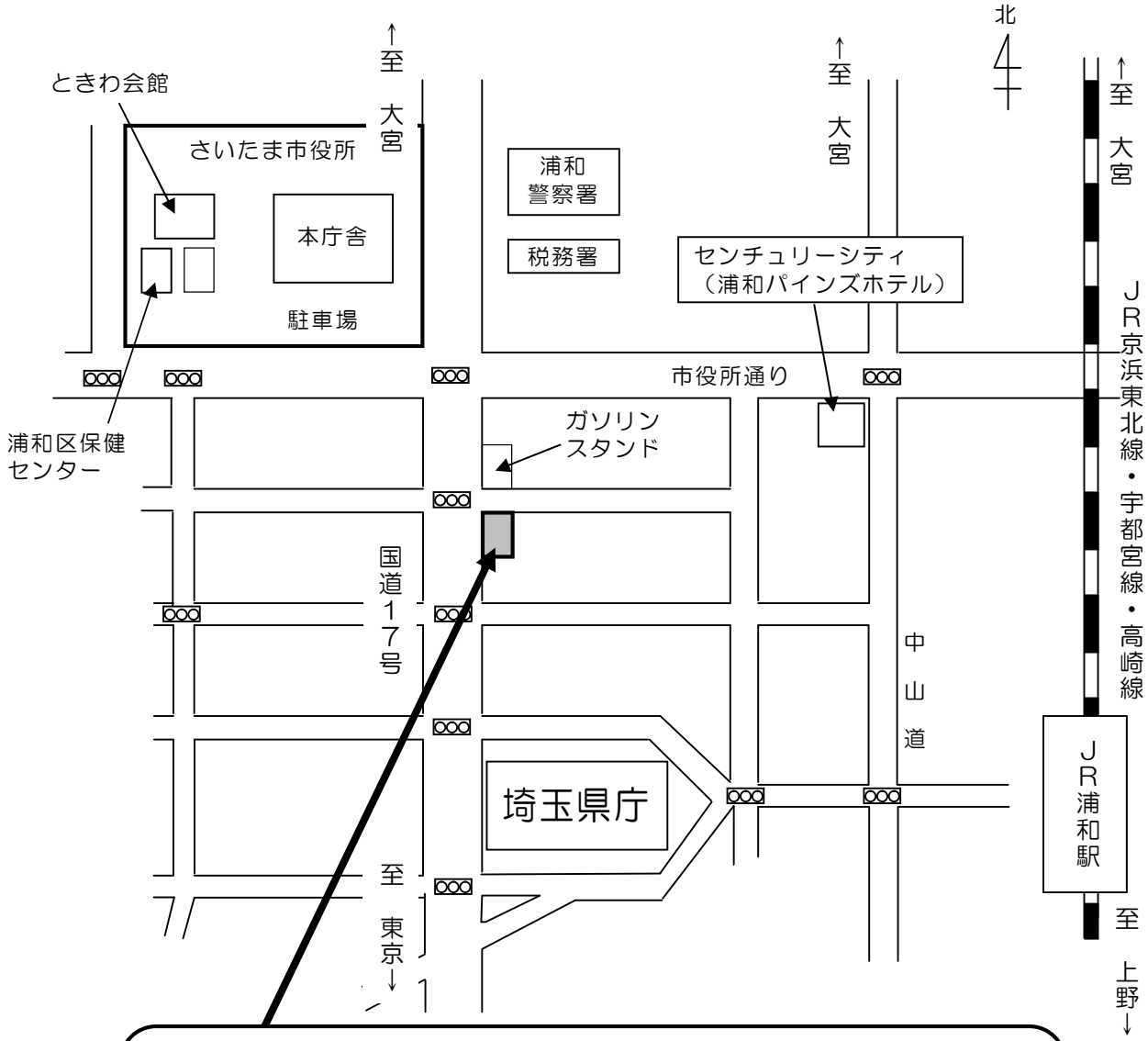

〒３３０-００６２
さいたま市浦和区仲町３-１２-１０住宅供給公社ビル１階

さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課
ＴＥＬ：０４８-８２９-１６０８（審査係）
ＦＡＸ：０４８-８２９-１９３３
E-mail：sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

※　車でお越しの場合は、さいたま市役所駐車場をご利用ください。